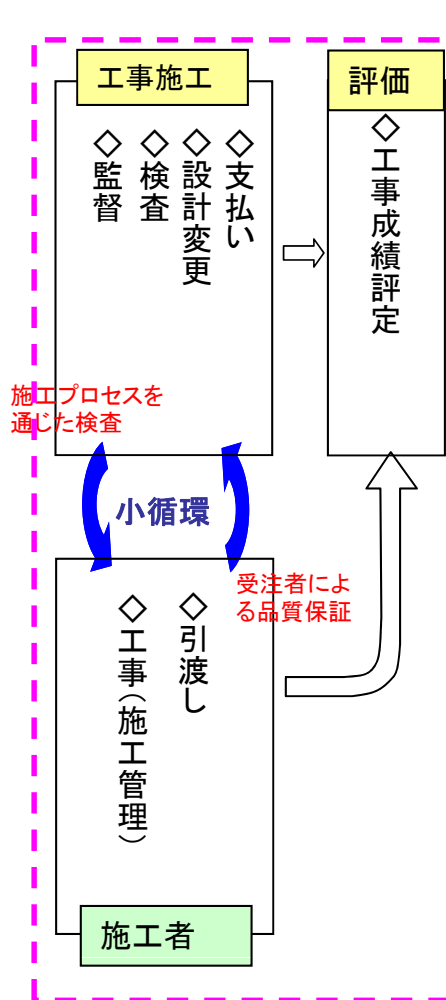


生産性向上に向けた検討について(案)

生産性向上検討部会における検討内容



課題

- ① 効率的な施工体制の確保
- ② 適正な支払い・変更・完成手続きの徹底

具体的な検討項目

- 発注者と受注者のコミュニケーション強化
 - ・三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更審査会、ASP等
 - ・総価契約単価合意方式
- 「施工プロセスを通じた検査」の円滑化

入札契約 段階

適正価格での契約の推進

①総合評価方式

地域への貢献や地域の精通度の評価を向上（地元優良企業の評価向上）

②ダンピング対策

低入札調査基準価格を上回る応札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認し、**工事の品質が確保されないような価格での受注を排除。**

③不調・不落対策

見積もり活用型積算方式の活用により、**実勢価格を予定価格により一層反映**
実態に合わせた積算の実施（大都市補正等）

本部会での
検討テーマ

施工中

I 採算性悪化要因の排除

①三者会議・ワンデーレスポンス

発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、**工事の手戻りを防止**
施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、**工期を短縮化**

②ASP

インターネットと通じての受発注者の情報共有

③工事関係書類の簡素化

電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、**受注者側事務の増加を防止**

II キャッシュフローの改善

出来高部分払い方式の推進・施工プロセスを通じた検査の推進

精算段階

追加費用の適正な支払いの徹底

①総価契約単価合意方式の実施（H22）

②契約変更の円滑化

設計変更ガイドライン等の周知徹底 ・設計変更審査会の実施

1. 「施工プロセスを通じた検査」導入の必要性

- ① 工事監督での現場確認が困難な状況の中、検査体制を充実し、**工事の品質確保**を図ることが必要。
- ② 工期の長い工事(国債工事等)は、出来高部分払いによる**キャッシュフローの改善**が必要。

「施工プロセスを通じた検査」の導入による対応

2. これまでの試行件数

平成19年度9件、平成20年度60件、平成21年度56件

3. 「施工プロセスを通じた検査」導入の課題

- ① 「施工プロセスを通じた検査」を実施していく上で体制の確保が難しく、**業務分担などが不明確**。
(品質検査員の確保及び導入した場合の監督業務との役割と責任など)
- ② 「施工プロセスを通じた検査」とセットである**出来高部分払が実施されていない状況**。

4. 課題に対する対応

- ① 平成21年度「施工プロセスを通じた検査」試行工事による検証。
 - ・試行工事において「施工プロセスを通じた検査」導入の効果及び課題などについて、**アンケート調査で把握**。
- ② 「施工プロセスを通じた検査」試行工事の見直しと平成22年度の導入。
 - ・試行工事における実態をアンケート調査で把握し、結果等を踏まえた上で**試行工事について見直し**。
 - ・通達の改訂を始めとした諸通達の見直しを行うとともに、**平成22年度試行工事の目標設定**。

出来高部分払に関する調査概要

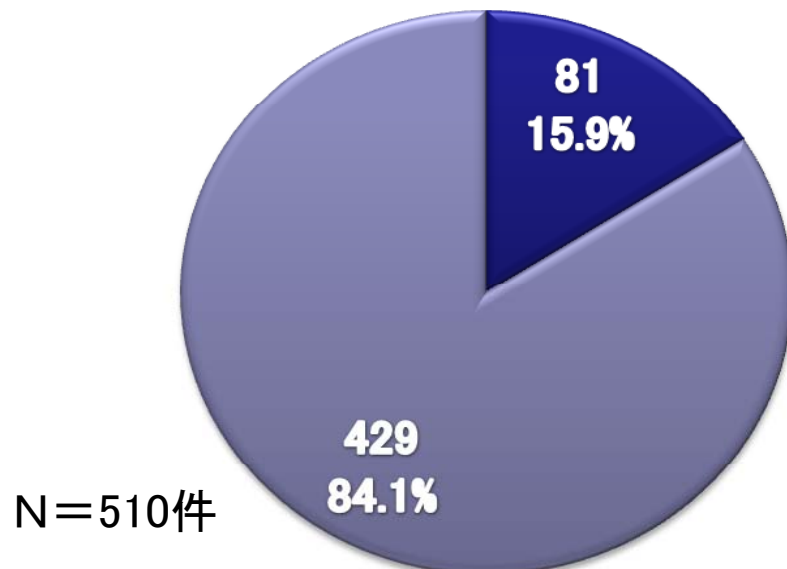
関東・近畿・九州地方整備局の主要3地方整備局において平成20年度完成の土木工事を対象に調査を実施(対象工事件数: 3,658件)

実施状況

- ・出来高部分払方式の選択率 13.9%(510件/3,658件)
- ・うち年度途中の支払率 15.9%(81件/510件)(対象工事全体の2.2%)

年度途中の既済部分検査

■ 実施有り ■ 実施無し



【参考】中間前金払実施状況

- ・中間前金払い方式の選択率 46.3%
(1,692件/3,658件)
- ・うち中間前金の支払率 10.6%
(180件/1,692件)(対象工事全体の4.9%)

中間前金の支払い状況

■ 実施有り ■ 実施無し

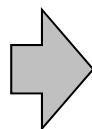


検査書類・検査体制の簡素化の周知

「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)」による周知(平成21年8月～)

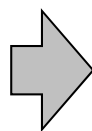
周知内容

検査書類の簡素化



- ・準備する書類は、請求書、出来高内訳書及び出来高図のみ(請負者が作成する)
- ・施工状況・出来高・品質の確認は、「施工プロセスを通じた検査」のチェックシートを活用(発注者が作成する)
- ・出来高確認以外の資料(施工体制、工事打合せ簿等)を準備させないこと(求めないこと)

検査体制の簡素化



- ・既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする
- ・検査場所は、原則実地とするが、机上でもよい
- ・検査中も現場の施工は継続する(但し、検査の支障となる場合を除く)
- ・現場の整理状況を評価しない

★受注者、発注者がお互いに負担が掛からない最善の方法を選択し、既済部分検査を実施するよう努めること

1. 試行工事のアンケート調査の概要

- ・平成21年度「施工プロセスを通じた検査」試行工事の回答工事件数:41件
- ・アンケート調査時点で出来高部分払いが実施された工事の件数:21件

2. アンケート調査の結果(総括)

アンケート結果の詳細は参考3-1参照

① 「施工プロセスを通じた検査」を導入の効果

- ・工事目的物の品質の確保、粗雑工事の防止には効果がある。
- ・請負者のキャッシュフローの改善には効果がある。

② 「施工プロセスを通じた検査」実施していく上での体制の確保と業務の分担

- ・品質検査員は約7割が外部委託で、日々の確認が課題となっている。
- ・監督職員との業務分担については制度の周知不足もあり、まだ重複して業務が実施されている。

③ 出来高部分払いが実施されていない状況

- ・出来高部分払いは、これまでの試行工事と比較すると実施されているものの、まだまだ少ない。
- ・既済部分検査の効率化については、周知不足もあり、あまり実施されていない。

1. 導入工事の明確化について

■ 導入する必要性の高い工事を明確化

- ・「施工プロセスを通じた検査」を導入する必要性の高い工事を明確化。
- ・特に、より一層の品質の確保を図る工事で試行工事の実施。
- ・「施工プロセスを通じた検査」に関する通達(H19年度発出)を大幅に改訂し、試行工事の積極的な導入。
- ・施工プロセス検査チェックシートを改善し、品質検査員における施工プロセス検査業務を効果的に実施することを徹底。
- ・導入する必要性の高い工事を明確化した上での平成22年度試行工事の目標設定。

2. キャッシュフローの改善について

■ 出来高部分払方式の推進

- ・公共工事における支払い制度と出来高部分払方式の周知。(資料3-2を参照)
- ・「施工プロセスを通じた検査」と「出来高部分払(既済部分検査)」の一体化。
- ・出来高部分払いの運用の見直し(H18通達の改定)

3. 業務の効率化について

■ 「施工プロセスを通じた検査」導入による業務の効率化

- ・品質確保のための品質検査員による確認頻度は、工種、工程、現場状況から適切に設定。
- ・品質検査員と監督職員による業務の役割の明確化と周知。(通達に位置付け)
- ・施工プロセス検査業務による監督業務の効率化と周知。(参考3-2を参照)
- ・施工プロセス検査業務の活用による既済部分検査・完成検査の効率化と周知。
- ・施工プロセス検査業務の実施と業務成果の活用による完成技術検査を行うことで中間技術検査を原則省略。

改定のポイント1 試行対象工事の拡大

予定価格3億円以上の低入札工事の他に以下の工事を追加し、試行対象工事を拡大した。

○ 一般土木工事

予定価格	試行対象工事	平成22年度予定
A (7.2億円以上)	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事	30～40件
B (3.0億円以上7.2億未満※)	難易度がⅢ以上で、国債工事及び地方整備局長が必要と認める工事 低価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する全ての工事	20～30件
C (0.6億円以上3.0億円未満)	1億円以上の難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事	3件～

※上記の他、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する工事全て

○ 鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事

予定価格	試行対象工事	平成22年度予定
3.0億円以上	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事	鋼橋4件／PC9件
1.0億円以上3.0億円未満	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事	0件

* 鋼橋上部工事は工場製作がほとんどのため、施工プロセス検討のモデル工事として実施。

* PC工事は全体件数の減と工場製作の工事もあり、件数が減少。

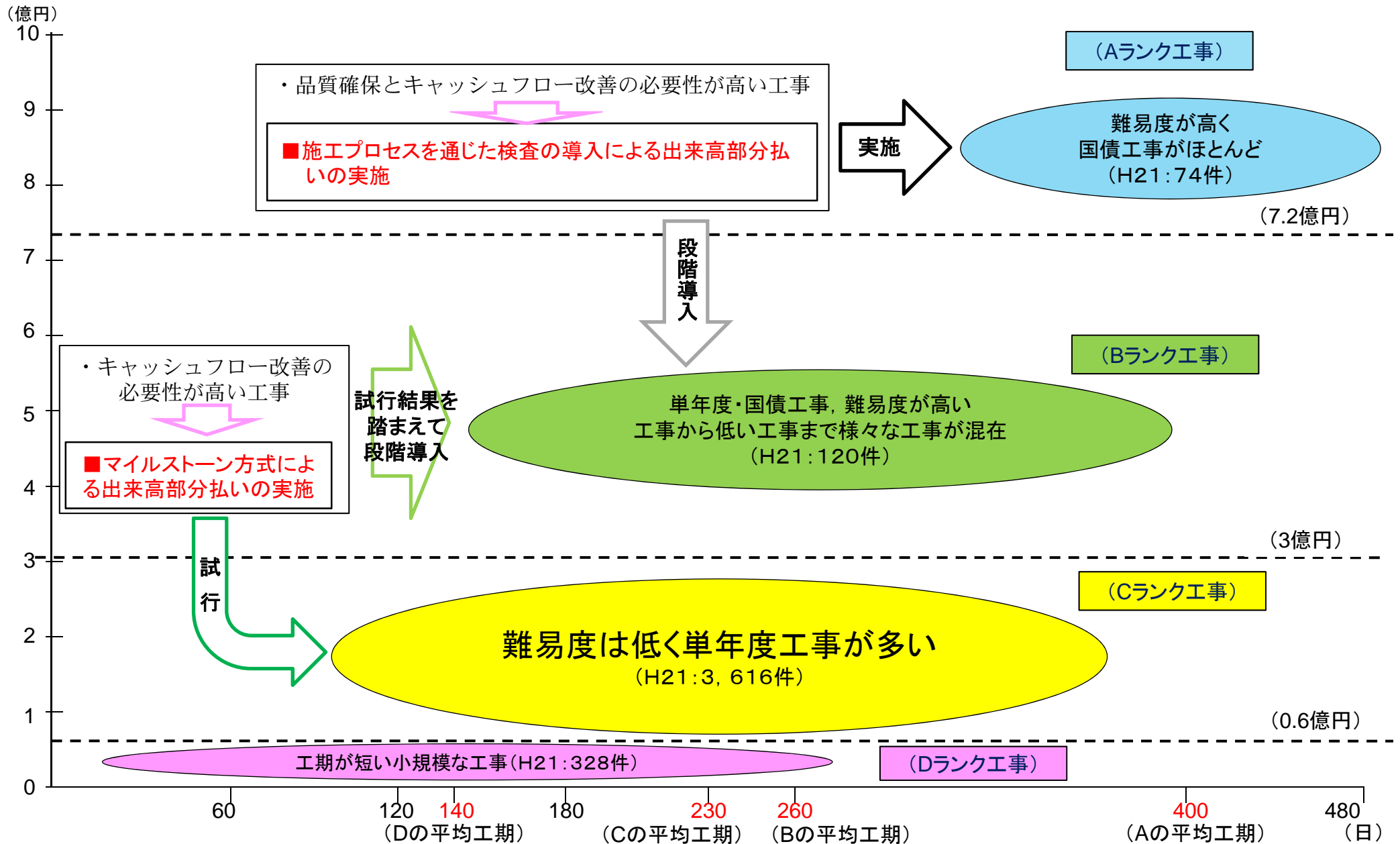
改定のポイント2 中間技術検査の省略

品質検査員がとりまとめた「施工プロセス検査チェックシート」等の確認による完成技術検査により、中間技術検査は原則として省略した。(地整局長等が必要と認める場合は実施することもある)

改定のポイント3 監督職員と品質検査員の業務内容の明確化

通常工事において監督職員が実施する「指定材料確認」、「工事施工の立会」、「段階確認」を品質検査員が実施し、その結果により、監督職員が施工状況を確認することを明確にした。

出来高部分払方式の拡大展開イメージ(一般土木工事)



■ 施工管理において活用する技術

(赤字は平成25年度に一般化を図る技術)

【TSによる出来形管理技術】／【TS/GNSSによる締固め管理技術】

詳細は、参考3-3を参照

技術	TSによる出来形管理	TS/GNSSによる締固め管理
<ul style="list-style-type: none"> ●出来形管理は情報化施工の基幹技術 ●TS出来形管理は「監督検査要領」を策定済 <p>TS出来形管理を優先して普及促進</p>		
試験施工実施件数※	64件	65件
レンタル可能台数※※	250台程度	200台程度

■ 施工において活用する技術

【マシンコントロール(MC)/マシンガイダンス(MG)技術】

機種	モータグレーダ	ブルドーザ	バックホウ
<ul style="list-style-type: none"> ●MCグレーダは施工者自らが採用し、導入現場数が増加している ●自社保有化も進みつつある <p>MCグレーダを優先して普及促進</p>			
試験施工実施件数※	29件	18件	11件
レンタル可能台数※※	50台程度	100台程度	200台程度

※試験施工実施件数は、直轄工事におけるH21年度の件数

※※レンタル可能台数は、レンタル・リース業者数社へのヒアリング結果

三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会

平成21年度に実施した受発注者へのアンケートの結果から、平成22年度は以下の重点方針により取り組んでいる。
(アンケート結果の詳細は参考3-4を参照)

平成22年度重点方針

三者会議	ワンデーレスポンス	設計変更審査会
<ul style="list-style-type: none">①重要構造物工事については全て実施する。受発注者の協議により、これ以外の工事についても対象とする。②受発注者の協議により、現場開催とする。③受発注者の協議により、複数開催とする。④議事録を作成し、情報共有する。	<ul style="list-style-type: none">①引き続き、全工事でワンデーレスポンスを実施する。②ASPの導入推進を図る。③回答にあたっては、回答時期を明示する。④必要に応じ、施工者からの回答期限の提示を求める。	<ul style="list-style-type: none">①全ての工事について、軽微な数量精算等の変更以外は、設計変更審査会の対象とし、受注者からの協議を受け付ける。②受発注者の協議により、現場開催とする。③議事録を作成し、情報共有する。④設計変更ガイドライン、設計変更審査会の周知を図る。⑤設計変更に係る資料の簡素化